

公 示 日：2026 年 6 月 17 日（水）

調達管理番号：26a00061

国 名：マダガスカル国

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名：マダガスカル国教育政策アドバイザー業務（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：教育政策アドバイザー
- （２） 格 付 ：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：アンタナナリボ市
- （５） 全体期間：2026 年 8 月上旬から 2028 年 10 月中旬
- （６） 業務量の目途：24 人月

## 2. 業務の背景

マダガスカル共和国（以下、マダガスカル）の初等教育においては、純就学率が 96.7%（UNESCO-UIS、2024 年）に達し、就学機会へのアクセスは大きく改善しつつある。一方で、初等教育修了率は、2018 年の 55.9%から 2021 年には 49.7%へと低下しており（UNESCO、2025 年）、基礎的な読解力を持たない子どもの割合を示す学習貧困率は約 95%と極めて高い。（世銀、2024）また、フランス語圏サブサハラ・アフリカにおける教育システムの質調査（Programme on the Analysis of Education Systems：PASEC）が直近 2019 年に実施した学力調査によると、「十分な学力を備えている」と評価される児童の割合は、初等教育 5 年次の読み書き能力（フランス語）で 17.5%、算数は 21.6%となっている。特に地域差格差が顕著で、過疎地や農村部で学力が低いことが確認されている等（PASEC 2019）、教育の質及び継続的な学習の確保が大きな課題となっている。教育の質の課題の背景には、旧カリキュラムの継続、教科書や質の高い教材の不足といった学習環境の脆弱さ、学習時間の不足、内部効

率の悪さ、教員養成・教員研修制度に起因する教員の質の課題など、多岐にわたる要因がある。

このような課題に対し、国民教育省 (Ministère de l'Éducation Nationale : MEN) は、教育セクター計画 (2018-2023) やパートナーシップ・コンパクト (2023) を策定し、基礎教育の完全普及の達成に向け、アクセスの改善に取り組むことに加えて、教育の質の改善、教育システムのガバナンスの改善に取り組んでいる。しかしながら、政府予算に占める教育予算の低水準・減少傾向や、教育基本法 (2023 年 1 月に制定) に基づく制度改変に学校現場が追いついていない実情、さらに次期セクター計画策定の遅延といった課題があり、政策・制度面においても一層の改善が求められている。

かかる状況を踏まえ、教育政策アドバイザーは、同国教育セクター計画の目標達成に向け、教育セクター全般の課題を整理・分析・特定し、日本の教育協力の経験・知見をもとに、同国教育政策の改善、制度整備、事業実施等に必要な助言・調整・支援を行うものである。これにより、同国の教育セクター計画で掲げる基礎教育の質の改善に貢献することが期待される。

### 3. 期待される成果

成果 1 : マダガスカル教育セクターにおける課題が整理・分析され、教育セクター計画およびパートナーシップ・コンパクトの目標達成に資する優先政策の検討・提案、事業実施促進等に向けて他ドナーとの連携、必要な助言・調整・支援が行われる。

成果 2 : マダガスカル教育セクターの動向を踏まえ、JICA が実施する事業 (技術協力事業、無償資金協力事業、有償資金協力事業、民間連携事業、海外協力隊派遣等) の効果的運営及び新規事業形成に向けて必要な助言・調整・支援が行われる。

成果 3 : 成果 2 で得られた知見経験に基づき、他のサブサハラ・アフリカ諸国へのマダガスカルの経験共有や成果を発信する。

### 4. 業務の内容

【先方政策に基づく課題分析・助言および他機関連携】(成果 1 に関連)

活動 1-1：マダガスカル政府の国家開発計画（2019-2025）<sup>1</sup>及び教育セクター計画（2018-2023）<sup>2</sup>レビュー、教育 5 か年計画<sup>3</sup>フォロー及び次期形成支援等、教育セクターの現況把握や次期教育セクター計画等の策定に向けた課題の分析・整理のための調査等に必要な助言・調整・支援を行う。

活動 1-2：他開発パートナーによる教育分野の主要な事業の進捗状況や課題を把握する。

活動 1-3：上記各種調査を踏まえ、マダガスカル教育セクターの現状・成果・課題を整理した上で、優先取組分野及び優先課題の特定に向け、必要な助言・調整・支援を行う。

活動 1-4：各種事業の実施促進に向けて、他開発パートナーとの連携を図り、国民教育省に対して必要な支援・調整を行う。

- マダガスカルにおいては、2025 年 10 月の政変以降の暫定政権下の新体制および関係省庁における教育セクター方針等について、最新状況を常にアップデートするため、幅広い関係省庁の情報収集、関係会合等への参加、必要なコミュニケーションやインプット等を行うことが求められる。
- また、教育セクター全体の課題を整理し、先方政策・方針、他開発パートナー動向等を「マダガスカル教育セクター概説」として取りまとめ、年に 1 度更新する（配布資料参照）。
- 他開発パートナーとの連携においては、「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education: GPE）」連携（2025-2029 年）、UNICEF 連携を軸とし、JICA 案件の成果の拡大展開に向けて必要な調整を密に行うことが求められる。
- GPE 連携に関連して、過去「教育政策アドバイザー」（2023-2026）においては、先方教育省の優先取組分野及び優先課題を特定したうえで、各種事業の実施促進に向け、デジタル化支援や中学校における学校運営委員会機能化支援を行っ

---

<sup>1</sup> 本計画は、ラジオリナ前大統領の公約をもとに作成されたもの。マダガスカルで2025年10月に起こった政変後、現在の暫定政権下の現在は言及されることがなく、明確に国家開発計画が存在しているわけではない旨、留意する。

<sup>2</sup> 2017年に国民教育省・高等教育省・職業訓練省の参照合同で作成されたが、後継策定の動きがなく、現在各省が計画策定を行っている。

<sup>3</sup> セクター計画期限切れを受け、ラジオリナ政権下の国民教育省によって作成が進められていたが、2025年9月の政変に作成がとん挫している状況。

てきた。

- 前者のデジタル化については、他開発パートナーによる学校へのタブレット等配布の動向を踏まえ、教育省等関係各所との議論および教育分野におけるデジタル化の現状分析のうえ、学力テスト結果のデータ収集・集計に向けた支援や研修、モニタリングなどを実施した。今後も他機関による電子機器関連支援が予定されているため、本専門家においても、先方の優先取組分野の一つとして留意し、必要な支援を実施する。
- 中学校における学校運営委員会機能化支援に関しては、JICA 実施中技術協力プロジェクトにおいて、マダガスカル 13 県が直接対象県であり、残る 10 県が GPE 連携で普及される予定だが、GPE の System Transformation Grant(STG)により、一部中学校への学校運営機能化のアプローチが導入されることとなっている。過去「教育政策アドバイザー（2020-2023）」では、国民教育省の優先課題の一つであった校長能力強化に関して、開発パートナーによる支援が極めて少なかった前期中等教育において、中学校校長研修マニュアル開発、校長研修などのパイロット活動が実施された。後継の「教育政策アドバイザー」（2023-2026 年）では、前期中等教育での「みんなの学校」アプローチを試行するため、中学校における学校運営委員会のマニュアル作成、首都近郊でのパイロット活動実施による同アプローチの試行、研修等が実施された。本専門家においても、引き続き GPE 連携期間にあたるため、適宜技術協力プロジェクトチームと連携を取りながら必要に応じて支援を実施する。
- 他開発パートナーとの連携状況の概要は、以下の通り。詳細については配布資料（教育セクター概説）を参照。

#### マダガスカルにおける他の援助機関の対応

- UNICEF は、JICA との間で、2020 年 12 月および 2025 年 3 月に連携協定(Memorandum of Cooperation: MOC) を締結しており、南部 8 県においてコミュニティ協働による学校運営の機能強化、地方行政モニタリング体制の確立支援等を実施している。また、インドの教育支援 NGO・Pratham が開発した読み書き・算数の習熟度別速習支援法 “Teaching at the Right Level (TaRL)” を取り入れ、学習環境の改善に取り組んでいる<sup>4</sup>。加えて、初等教育学校および水衛生施設の整備、

---

<sup>4</sup> 本TaRLアプローチを取り入れたコミュニティ協働型学習改善モデルについて、JICAは2017年からマダガスカルとニジェールで展開している。

TaRL 指導、学校運営委員会に係る能力強化を含む国際連携無償の案件形成中である。

- GPE の STG およびマルチプライヤー資金によって、新規 2 県を加えた 10 県において、技術協力プロジェクトと連携した活動が実施されている。
- 世界銀行は、基礎教育支援プロジェクト（PAEB：Basic Education Support Project）の後継として全国規模の教育改善プログラム（TALIM：Transforming Access and Learning in Madagascar）を展開し、教員政策の改善、教員・校長研修、教育環境整備、教育行政の能力強化などを中心に支援している。今後は就学前教育支援分野で、技術協力プロジェクトとの連携が検討されている。
- フランス開発庁（AFD）は、教員の待遇改善や学校運営の補助金支給等を実施している。今後は、デジタル化支援や「みんなの学校」23 県モニタリング会合支援等を予定している。

#### 【JICA 教育協力の推進と戦略策定】（成果 2 に関連）

活動 2-1：JICA 協力プログラムのもと実施中の JICA 事業の現状・成果・課題を把握し、円滑かつ効果的な実施、各事業の成果の最大化に向けて、教育省関係部局、開発パートナー間、JICA 関係部局との連携・調整を図る。

活動 2-2：活動 1-2 及び 1-3、2-1 を基に、教育セクター計画（2018-2023）、パートナーシップ・コンパクト（2023）<sup>5</sup>の目標達成に資する JICA 協力プログラムの戦略を提案する。

活動 2-3：JICA 協力プログラムの方向性を踏まえ、教育セクターの改善に資する新規案件の形成に向けて、JICA の各スキームの特徴（技術協力事業、無償資金協力事業、有償資金協力事業、民間連携事業、海外協力隊派遣等）等を踏まえ、各種事業の新規案件の検討、円滑な案件形成が実施されるよう、国民教育省及び JICA 関係部署に対し、助言・支援を行う。

- 2026 年 6 月時点で実施中の基礎教育協力分野の案件は、技術協力プロジェクト「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ 3」1 件だが、案件形成を目指す UNICEF 連携無償案件や今後案件形成を行う全てのスキームの教育協力案件が成果最大化に向けた連携・調整の対象となる。
- 現在実施中の技術協力プロジェクトとの関連においては、政策レベルでの介入

---

<sup>5</sup> 教育システム変革を目的とした多様なドナー支援の円滑な調整を行うためのフレームワーク。

として、同プロジェクトで推進されている学校運営委員会の制度化・政策化を後押しすることが期待される。特に、同プロジェクト成果の GPE 等外部資金を活用した全国展開に際しては、UNICEF 等の他ドナーとの連携・調整が不可欠であり、本専門家が果たす役割は極めて大きい。

- UNICEF 連携無償の案件形成にあたっては、先方教育省、UNICEF、技術協力プロジェクトチーム、JICA マダガスカル事務所・アフリカ部・人間開発部を含む各関係者との密な連携により、JICA 実施中案件との相乗効果を目指せるよう、必要なインプットや調整を行う。

#### 【JICA 教育協力の経験共有・広域展開】（成果 3 に関連）

活動 3-1：「グローバルな学び合い」の観点から、他の JICA 協力実施国との経験・知見共有の促進に資する活動として、他国からの照会、研修員や類似案件関係者、国際機関等を含む訪問の受け入れに際して、必要な助言・調整・支援を行う。

活動 3-2：国際会議やセミナーへの参加等を通じて、他のサブサハラ・アフリカ各国へのマダガスカルの経験共有や情報を発信する。

- マダガスカルにおいては、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「教育<sup>6</sup>」の中でも、特に「コミュニティ協働型教育改善クラスター」において、過去 3 度にわたる技術協力プロジェクトで成果を残しており、主要な拠点国のひとつとして位置付けられている。この成果は、同アプローチを導入している他国においても有力な情報である（現在、同アプローチはアフリカ 10 か国、約 7 万 5,000 校以上の小中学校で導入されている<sup>7</sup>）。よって、事業を通じて得られる知見や成果を他国へ展開することが求められており、関係省庁間の横断的な調整を担う教育政策アドバイザーは重要な役割を担うことが想定される。
- 事業の実施主体は、あくまで先方政府であるため、教育政策アドバイザーの役割として、必要に応じて他国の「みんなの学校」実施国と同国（先方政府、技術協力プロジェクトチーム等）を繋げることや、国際会議等の場での経験共有・情報発信にかかる支援、自身の登壇、他国からの研修・視察受入時の調整支援など、幅広く広域的な展開に関連する業務が想定される。

---

<sup>6</sup> 教育 | 事業について - JICA

<sup>7</sup> みんなの学校ひろば | 事業について - JICA

【上記活動を行う上で必要な業務のマネジメント】

- ① 国民教育省（C/P）と密に連携して事業の実施方針を検討し、事業の実施計画（ワーク・プラン）を策定する。
- ② C/P とともに事業の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ③ 事業の課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をした上で、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ④ 本専門家派遣期間中は、UNICEF 連携や GPE 連携等、JICA 教育セクターに関連する他国際機関等との連携が実施されるため、各ドナー等の動向を確認し、必要な会議への出席や関係者との適切な情報共有・協議等を行う。
- ⑤ JICA 実施中案件の円滑な実施、成果最大化に向け、プロジェクトチーム等との必要な連携・コミュニケーションを行う。
- ⑥ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 主管部及びマダガスカル事務所に遅延なく提出する。
- ⑦ 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- ⑧ その他効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組、働きかけを関係者と連携しつつ実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目                                                                                                                                                       | 業務の内容での該当箇所                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1   | マダガスカル関連省庁および他国際機関等との幅広い連携にあたり効果的と思われる具体的な方策。特に、実施中技術協力プロジェクトの全国展開にかかる GPE 連携に関して、同専門家派遣期間は、これまでの他開発パートナー及び C/P への度重なるインプットを踏まえた実施段階となるため、JICA 案件との相乗効果及び適切な負担 | 4. 業務の内容<br>【先方政策に基づく課題分析・助言および他機関連携】（成果 1 に関連） |

|   |                                                                                                                                                                                                   |                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|   | 保が重要となる。どのように関係各所との密なコミュニケーションと連携促進が図れるか、具体的な提案を求める。                                                                                                                                              |                                         |
| 2 | JICA 実施中案件の推進のために効果的と思われる具体的活動。<br>特に、実施中技術協力プロジェクトとの連携、UNCIEF 連携無償を含む新規案件形成の2点について、いかにして関係者との円滑且つ効果的な連携ができるか、また教育課題や先方方針と照らし合わせつつ、他開発パートナーの実施状況を把握・分析したうえで、いかにJICA 教育協力戦略を立てることができるか、具体的な提案を求める。 | 4. 業務の内容<br>【JICA 教育協力の推進と戦略策定】（成果2に関連） |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 類似業務経験の分野 | 教育政策に係る各種業務 |
| 語学の種類     | 仏語          |

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名                 | 提出時期      | 提出先   | 部数 | 言語  | 形態    |
|----------------------|-----------|-------|----|-----|-------|
| ワーク・プラン <sup>8</sup> | 渡航開始より1か月 | 人間開発部 | －  | 日本語 | 電子データ |

<sup>8</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①アドバイザー業務の概要(背景・経緯・目的)、②実施の基本方針、③実施の具体的方法、④実施体制、⑤業務フローチャート、⑥先方実施機関便宜供与事項、⑦その他必要事項



|                                      |                            |                                  |   |     |       |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------------|---|-----|-------|
|                                      | 以内                         | (CC: マダガスカル事務所)                  |   |     |       |
|                                      |                            | C/P 機関                           | — | 仏語  | 電子データ |
| 3 か月報告書                              | 渡航開始より 3 か月ごと <sup>9</sup> | 国際協力調達部 (CC: 人間開発部)              | — | 日本語 | 電子データ |
| 業務進捗報告書                              | 渡航開始より 6 か月ごと              | 国際協力調達部<br>(CC: 人間開発部、マダガスカル事務所) | — | 日本語 | 電子データ |
| 業務完了報告書                              | 契約履行期限末日                   | 人間開発部<br>(CC: 国際協力調達部、マダガスカル事務所) | — | 日本語 | 電子データ |
| 簡易版業務完了報告書<br>(様式指定無し) <sup>10</sup> | 帰国前まで                      | C/P 機関                           | — | 仏語  | 電子データ |

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 10 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

<sup>9</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

<sup>10</sup> 先方への報告資料として、様式問わず簡易的に活動内容をまとめ、C/P へ共有するもの。

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、[hmgbe@jica.go.jp](mailto:hmgbe@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- 「教育政策アドバイザー」(2023 年～2026 年)作成の教育セクター概説
- 「教育政策アドバイザー」(2020 年～2023 年)専門家業務完了報告書
- 「教育政策アドバイザー」(2023 年～2026 年)専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- 「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト」(2016年～2020 年)事前評価表、業務完了報告書  
[みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト | ODA見える化サイト](#)
- 「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ2」(2020 年～2024年)事前評価表  
[みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ2 | ODA見える化サイト](#)
- 「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクトフェーズ2」(2020 年～2024年)業務完了報告書  
[<4D6963726F736F667420576F7264202D20323032343031323981698352838183938367974C816A837D835F834B8358834A838B8D918BC696B18AAE97B995F18D908F91816970686173658251816A7265765F485F73795F736B5F6D79>](#)
- 「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト フェーズ 3」(2024年～2027年)事前評価表  
[みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト フェーズ 3 | ODA見える化サイト](#)

## 7. 選定スケジュール

| No. | 項目             | 期限日時                  |
|-----|----------------|-----------------------|
| 1   | 簡易プロポーザル等の提出期限 | 2026年 7月 1日 12時まで     |
| 2   | プレゼンテーション実施案内  | 2026年 7月 10日まで        |
| 3   | プレゼンテーション実施日   | 2026年 7月 16日 16時～17時半 |
| 4   | 評価結果の通知        | 2026年 7月 21日まで        |

## 8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数： 1 部
- (3) 提出方法： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER  
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

### （１）業務の実施方針等：

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

### （２）業務従事者の経験能力等：

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験           | 20 点 |
| ②語学力               | 10 点 |
| ③その他学位、資格等         | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

### （１）報酬等単価

#### ① 報酬：

| 家族帯同の有無 |    | 本人のみ（家族帯同無） | 家族帯同有     |
|---------|----|-------------|-----------|
| 月額（円/月） | 法人 | 1,621,000   | 1,829,000 |
|         | 個人 | 1,268,000   | 1,475,000 |

② 教育費：

| 就学形態    |                       | 3歳～就学前 | 小・中学校   | 高等学校    |
|---------|-----------------------|--------|---------|---------|
| 月額（円/月） | 日本人学校                 | 43,000 | -       | -       |
|         | インターナショナルスクール／<br>現地校 |        | 373,400 | 373,300 |

③ 住居費：1,300 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,633,298 円／人

（2） 便宜供与内容

- ア） 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ） 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ） 車両借上げ：なし
- エ） 通 訳 備 上：なし
- オ） 執務スペースの提供：教育省内における執務スペース提供
- カ） 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

#### （４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA マダガスカル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### （５）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上